

3 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上

(1) 免許保有率向上の取組

【現状と課題】

- 本県においては、特別支援学校教諭採用志願者は特別支援学校教諭免許状（※20）の保有を必須とし、免許状を保有していない一部の特別支援学校教員に対して、免許法認定講習の受講を促進するなど、計画的な免許状取得の取組を進めたことで保有率は向上してきました。一方、視覚障害や聴覚障害の特別支援学校における当該免許保有率の向上が課題となっています。<資料10>
- 特別支援学級担任や通級による指導の担当者は、一定の専門性が求められることから、担任や担当者となった教員は特別支援学校教諭免許状を取得することが望ましいとされています。特別支援学級担任や通級による指導の担当者の特別支援学校教諭免許保有者数は増加しているものの、特別支援学級や通級指導教室は増加傾向にあることから、今後も免許状取得を奨励し、専門性の向上に努めていくことが求められています。
- 通常の学級には、発達障害等、様々な支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、小学校等の教員や教員志望者が、特別支援学校教諭免許状を取得するための講義や講習会等を受講することは、通常の学級における指導を行う上でも大きなメリットになると考えられます。

【施策の方向性】

- 特別支援学校の教員に対して、当該障害種の特別支援学校教員免許状の計画的な取得を促進します。
- 小学校等の教員に対して免許法認定講習の受講を奨励することや、大学等と連携して、小学校等の教員志望者に対して特別支援教育の理解を深めることに取り組みます。
- 特別支援学校との研修交流を希望する教員には、特別支援学校教諭免許状取得を働きかけるなど、長期的な視点に立った特別支援学級担任等の人材育成を推進します。

（※20）特別支援学校教諭免許状：特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。特別支援学校教諭免許状は、専修免許状、一種免許状、二種免許状に区分されており、特別支援教育領域（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の5領域）を定めて授与される。免許状の授与を受けた後、新たに領域を追加することも可能である。

(2) 人的配置の工夫による専門性の向上

【現状と課題】

- 令和2年度の研修交流^(※21)の状況は、小・中学校、高等学校に研修交流で勤務した特別支援学校の教員が12人、特別支援学校に研修交流で勤務した小・中学校、高等学校の教員が9人の合計21人で、過去も同数程度で推移しています。小・中学校、高等学校に研修交流で勤務した特別支援学校の教員のうち、特別支援学級担任や通級による指導の担当者となった教員は、所属校だけでなく、地域の特別支援教育推進の原動力となっています。また、特別支援学校に研修交流で勤務した小・中学校、高等学校の教員が、研修交流先の特別支援学校において、教科指導や集団指導のモデルとなるなど、特別支援学校にとっても研修交流は大きなメリットとなっています。この研修交流を今後さらに推進しながら、教職員の専門性の向上を図っていく必要があります。
- 平成28年度から配置した小・中学校の指導教諭は、所属校だけでなく配置市町内の学校の特別支援教育推進に大きな役割を果たしています。今後、県教育委員会と市町教育委員会が連携して指導教諭を有効に活用する取組をさらに進めることで、市町における特別支援教育の充実を図ることが求められます。
- 特別支援学級担任や通級による指導の担当者の配置が、地域や学校の特別支援教育の推進に大きな影響を与えます。そのため、特別支援学級担任や通級による指導の担当者に特別支援教育に関する専門性の高い教員を配置することや、計画的な人材の育成が求められています。

【施策の方向性】

- 小・中学校、義務教育学校、高等学校と特別支援学校との研修交流をさらに促進します。
- 小・中学校、義務教育学校における特別支援教育の充実に向けて、市町教育委員会と連携し、指導教諭の更なる指導力向上に取り組みます。
- 計画的な人材育成や研修交流を促進し、特別支援学級担任や通級による指導の担当者に特別支援教育の専門性の高い教員の配置を推進します。

^(※21) 研修交流：小・中学校、義務教育学校と特別支援学校間、高等学校と特別支援学校間で人事交流による研修を行うことを通じて、指導内容や指導方法について共通理解を図り、専門職としての幅を広げるとともに指導力を向上させることを目的としている。

(3) 特別支援教育に関する研修

【現状と課題】

- 現在、特別支援学校の教職員に対しては、視覚障害教育の点字、聴覚障害教育の手話や聴覚活用など、障害種ごとに求められる研修をはじめとして、自立活動の指導、教科指導、福祉制度など専門性向上に向けた研修の充実が求められています。さらには、改訂された学習指導要領や国のG I G Aスクール構想^(※22)による教育のI C T化の加速を契機に、I C T機器の活用に向けた研修の充実を図る必要性が高まっています。
- 校内研修の活性化に向け、校内における小グループでの研修や、O J T^(※23)の充実などが求められており、中心となるミドルリーダーを育成することが重要となっています。

【施策の方向性】

- 特別支援学校の教職員に対して、障害種に応じた指導、自立活動の指導、教科指導、福祉制度に係る研修に加え、I C T機器の活用など、更なる研修の充実に向けて取り組みます。
- 校内におけるミドルリーダーを核とした小グループによる研修やO J Tの活性化に取り組みます。

(※22) G I G Aスクール構想：1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できるI C T環境を実現するもの。

(※23) O J T：「On the Job Training」の略。職場で業務に必要な知識や技術を習得させる研修のこと。